

月刊「国際税務」 2009年7月号掲載

知られざる欧州の税制: 第8回

ポーランドの法人関連税制概要

森山 進

英国勅許会計士 (FCA)

PwC 中・東欧ホールディングス・パートナー

糸井 和光

(同上)・ディレクター

1 ポーランドの投資環境鳥瞰

「EU拡大の本質的な意味はポーランドの加盟だ」・・・「新しい欧州」の国々がEUに加盟した2004年5月、「古い欧州」のEU拡大論者たちは、期待感をこめて、こうつぶやいた。中欧諸国においてポーランドは、人口3800万人、面積31万平方キロ超を誇り、近隣中欧諸国と比べてずば抜けて大きい。

ポーランドは、今年6月4日、民主化に成功してから20年を迎え、記念式典を行った。20年前の(一部)自由選挙が、東欧民主化の先駆けとなり、89年11月のベルリンの壁崩壊など東欧共産主義の終焉につながっていった。今年は、それに加え、EU加盟後5年、NATO加盟後10年が経過し、ポーランドにとってめでたい年になるはずだったが、世界同時不況の荒波からは逃れることができなかったようである。

とは言うものの、ハンガリーやラトビア等と異なり、IMFに緊急融資を要請するほど深刻な状態には陥っていない。金融機関の債務総額もその他東欧諸国や西欧諸国よりも少なく、輸出依存度もその他東欧諸国よりはるかに低い。むろん、中・東欧に共通する外貨建てローンの存在や行政手続の複雑さ等の問題を抱えてはいるが、これまでの状況を見る限り、比較的傷は浅かったようだ。

ただし、2012年を目標としてきたユーロ導入については、2013年以降になる可能性が高い。まず欧州通貨同盟(EMU)加盟のための様々な条件を満たさねばならず、憲法改正も行わなければならないからだ。この中でも、世界同時不況の余波により、特に「財政赤字をGDPの3%以内とする」というユーロ加盟条件の一つをクリアするハードルが高くなってきている。

ポーランドの政治は2007年冬までは混迷を極めていた。先ず、2005年に就任したカチンスキー大統領は、国内では「共産主義の亡霊たちと戦う」「不正の温床である”ユクワド”(共産党時

代の秘密警察OBとオリガルヒ化した役人とビジネスマンのネットワーク)を根絶する」など、ポピュリスト公約を掲げて一部の国民の信頼を勝ち得たものの、外交政策は物議を醸し、「EUの東方拡大は誤算ではないか」というEU拡大懐疑論者たちの不信感を増大させた。特に、2006年の夏、双子の兄を首相に任命してから、政局は混迷をきわめ、ポーランドは「EUの問題児」と化していった。「戦争でドイツに何百万人という国民を虐殺されなかったら、人口はもっと多かったはずだ。だから、欧州議会におけるポーランドの議決権を増やせ」などと歴史の汚点を蒸し返して、ドイツの逆鱗に触れた。対露強硬政策は、一部のEU諸国の共感を得たものの、「マナー知らずの田舎者」というポーランドに対するイメージが、他のEU加盟国において、日に日に強いものとなっていった。

一方、国内では、教員やメディア関係者、役人、国営企業従業員など、推定70万人に対して、国家諜報機関を使って、共産党時代の秘密警察関係者を洗い出し、徹底的に粛清しようとした。実際、2007年3月にはこの関係の法律を作ったが、ポーランドの憲法裁判所から違法との判決を受けた。

このように、EU27か国中唯一、血を分けた兄弟が大統領と首相を務めた不思議な国、それがポーランドの姿だったが、2007年10月21日の総選挙で中道右派の最大野党「市民プラットフォーム」のトゥスク党首が、カチンスキー首相を倒した。トゥスク氏は、小さな政府を掲げて、無党派層を動かしたのである。

実は、中東欧では民主化以来どの国においても、政治不信や人材流出等の理由で、選挙における投票率が極めて低く、このため、保守政党が政権に居座るのはそれほど困難ではないという特殊な環境があった。ところが、2007年の選挙では、89年の民主化以来、最大の投票率55%を記録し、特に若者たちの投票率が高かった。しかも西欧等に住むポーランド人の在外投票も殺到したという。国籍にかかわらず、人は外国に移住すると、母国に住んでいた時よりも、母国の政治経済により強い関心を持つようになる。おそらく、西側EU加盟国に移住した若いポーランド人たちは、かの地でEU拡大の本質的な意味を肌で感じ、政治家の不適切な言動により自分の母国が辱めを受け続けることに耐え切れなくなったのであろう。そんなカタルシスが、2007年秋の選挙結果の本質かもしれない。

さて、現在世界中に住む在外ポーランド人2000万人のうち、欧州には200万人在住といわれるが、このうち医者や看護婦、教師など特定のスキルをもった人たちを中心に推定で100万人近くが2004年のEU加盟後に流出した。そのうち、50万人超が英国へ流れ、それ以外はアイルランド、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、イタリア等へ、より高い給与を求めて移動した。問題は、ポーランドで資格を要する仕事を持っていた人たちが、移住先では必ずしも同じ職に就けなかった点にある。これではいくらEU加盟国民の権利とはいえ、「出稼ぎ」と揶揄されても仕方がない。し

かも、ポーランドの将来にとってはマイナスだろう。ポーランドでは、医者や教師などの政治的発言力が弱く、給与レベルが先進国と比べて10分の1程度と低く、その状況が長い間改善されていない(因みに、ポーランドで発言権が強いのは、伝統的に炭鉱関係などの労働組合である)。この結果、医療レベルは低く、また教育レベルも問題ありと言われている。高齢化社会への準備と次世代への投資が不十分なわけである。

一方で、こうした出稼ぎポーランド人や古くから海外に移住したポーランド僑たちが、陰で母国の経済復興に貢献してきた。昨年半ばまでは、毎年100億ユーロともいわれるお金が海外から本国ポーランドに送金されてきた。そうやって「古いヨーロッパ」で稼いだ金がポーランドに還流し、不動産などに姿を変えていったのである。特に、ワルシャワ等における昨年までの不動産価格の高騰は著しいものがあり、場所によっては、西欧諸国と変わらないレベルまで達していた。その背景で積極的な買いに走ったのが、こうした海外に移住したポーランド人だったのである。また、ドルやユーロなど主要通貨に対するズロチ(ズウォティ)高も、その他の要因と相まって、こうした送金が支えてきたわけである。

しかし、昨年秋以降、出稼ぎ移民たちは、英国など西欧諸国で失職し、次々と本国に戻ってきた。と同時に、ポーランド通貨ズロチはユーロなど主要通貨に対し3割も下落した。最近持ち直してきているものの、ズロチ高ピーク時のレベルには程遠い。不動産バブルは崩壊し、残ったのはこの国でも昨年まで大人気だった外貨建てローンである。その多くはスイスフラン建てローンだが、運良くスイス中銀が不況対策で金利を下げたので、ズロチ安であっても、そうしたローンを組んで家を買ったポーランド人たちの毎月の利払いは1割程度増えただけで済んだという。

ただし、こうした状況下で、不良債権を増やしたくないポーランドの金融機関は貸し渋りを続けており、昨年までは毎年30%超の成長を遂げてきたこの国の信用経済も、今年は10%以下の成長に留まるのではないかとされている。住宅ローンだけでなく、中小企業向けローンについても貸し渋りを強めており、政府はこうした人たちの救済措置を検討中である。

以上、最近のポーランドの状況を俯瞰してみたが、確かにサブプライム問題の余波を受けているものの、他の中・東欧諸国と比べると、ポーランドの傷は浅い。しかも、ウクライナと共に2012年の欧州サッカー選手権の開催国となるため、それに向けてこれまで資金不足等の理由から遅々として進まなかった高速道路などのインフラ整備を急ピッチで進めている。そうなるとポーランドのアキレス腱だったロジスティクス面での制約が解消され、投資誘致は容易になるだろう。EU補助金については、インフラ関連以外にも、農業生産性向上等にも使われており、潤沢なEU補助金の存在が、ポーランドの将来を明るくしている。今後ユーロに加盟し、安定した政局を保つことができれば、ポーランドは今世紀の“中欧の雄”として輝き続けていくのではなかろうか。

ポーランド	
首都	ワルシャワ
面積	312,685 平方キロメートル
人口	約 3850 万人
公用語	ポーランド語
通貨	ズロチ(ズウォティ)
EU 加盟国	加盟
NATO 加盟国	加盟
OECD 加盟国	加盟
WTO 加盟国	加盟
一人当たりの GDP	16311 ドル(2007 IMF:購買力平価)
GDP 成長率	4.8% (2008: PAIilZ)
失業率	9.5% (2008: PAIilZ)
法人税率	19%

ポーランドの日本企業

ポーランドには 200 社を超える日系企業が進出している。トヨタ自動車をはじめ製造業は、南部にあるプロツワフ市周辺に多い。商社や製造業の販売会社は首都ワルシャワに集積している。

主要都市

ポーランドの首都はワルシャワで、人口は約170万人。主要都市は他にもウヅジ(人口約80万人)、クラクフ(人口約80万人)、ポズナン(人口約60万人)、ヴロツワフ(人口約60万人)、カトヴィツェ(人口約30万人)、そして沿岸にはシチェチン(人口約40万人)、グダンスク、グディニャ、そしてソポト(3都市の合計人口70万人)等がある。人口20万人以上の都市は18ある。総人口の約62%は都市部に住む。

2 法人にかかる税

法人税

納税義務者及び課税所得の範囲

ポーランドで登記されている法人、又は事業の管理支配地をポーランドに置く法人は、ポーランドの内国法人に該当する。内国法人は全世界所得が課税所得となる。外国法人はポーランドの源泉所得のみが課税対象所得となる。

税率及び課税所得

2004年1月1日より、ポーランドの法人税率は19%となっている。課税所得は、会計上の利益に加算減算調整を行い算定する。一定の例外を除き、全ての所得が課税対象となり譲渡所得や利子等も含まれる。

外国法人の支店

外国法人はポーランドに支店を設立し、外国の本店における活動範囲内で事業活動を行うことができる。また、支店は、恒久的施設とみなされ、事業活動にかかる所得に対し19%の法人税が課される。支店は課税所得算定のための全てのデータを含む会計帳簿を作成しなければならない。租税条約に基づき、支店が恒久的施設に該当しない場合には、法人税の課税対象外となる。

国内源泉所得(利子、使用料、譲渡益、配当等)

ポーランド源泉の利子、使用料、譲渡益は、益金算入され、法人税率19%で課税される。但し、内国法人からの配当金は益金不算入である。従来は、配当支払法人が19%の税率で源泉徴収し、配当受領株主は、これを法人税額から控除することができた。しかし、2007年1月1日より「資本参加免税」が導入され、内国法人からの配当金については、配当受領株主が当該配当支払法人の株式を2年間以上、最低15%保有している場合には、19%の源泉課税が免除されるようになった。

国外源泉所得(利子、使用料、譲渡益、配当等)

国外を源泉とする利子、使用料、譲渡所得、配当金も、原則として他の所得と合算され、通常の法人税率に基づき課税される。また、これらの所得に課された外国法人税額のうち一定額は、ポーランド法人税額から控除できる。さらに、租税条約により他の二重課税回避のための規定が適用される場合がある。

国外源泉配当金については、間接外国税額控除も認められる。ポーランドと外国子会社の所在地国間で租税条約が締結されており、ポーランド法人の当該外国子会社株式の75%以上の保有等が適用条件となる。

但し、EU加盟国、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイス所在の子会社には、下記の資本参加免税制度が適用される。

資本参加免税制度(EU親子間配当指令)

ポーランドでは、2007年より資本参加免税制度が導入された。EU加盟国、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイス所在の企業に支払われる配当金には、資本参加免税制度が適用され、源泉税が免除される(親会社が当該ポーランド子会社の株式を2年間以上、最低15%(スイスの場合には25%)保有している等の要件を充たす必要あり)。

譲渡益課税

ポーランドでは、キャピタルゲインには資本参加免税制度は適用されず、譲渡所得は他の課税所得と合算され、通常の法人税の対象となる。なお、売却価額が市場価格より著しく乖離している場合、当局は外部の評価機関に鑑定を依頼することがある。

【損金項目】

損金は課税所得を獲得又はその源泉を維持するために必要な経費と定義されている。しかし、例外も多く、課税所得の獲得に必要な支出であっても、損金とみなされない費用がある。

【損金不算入項目】

資本的支出以外の主な損金不算入項目は以下の通りである：

- ・ 会計上の引当金(一定の例外あり)
- ・ 寄附金
- ・ 交際費
- ・ ポーランド又は外国における法人税額
- ・ 延滞税
- ・ 欠陥商品やサービスから生じた補償金
- ・ 課税対象外の収益に関する費用又は課税所得に関連しない費用
- ・ その他

減価償却費

通常、有形及び無形固定資産には定額法が適用される。定額法に基づく年間の減価償却率は、以下の通りである：

【固定資産の減価償却】

上述の通り、資本的支出は直接損金算入できず、当該有形及び無形資産と共に減価償却を通じて損金に算入され、残額はその処分時に即時償却される。固定資産の減価償却率は以下の通りである：

- ・ 事業用建物:2.5%
- ・ 機械及び設備:10%
- ・ コンピューター:30%
- ・ 車両運搬具:20%

また、一定の場合には、加速度償却が認められている。例えば、乗用車を含む中古の車両運搬具は減価償却率 40%である。また、機械及び装置、車両等一定の資産については、定率法に

より減価償却を行うことができる。取得価額が 3,500 スロチ未満の資産については、即時償却することができる。固定資産の再評価は認められていない。

【無形資産の減価償却】

無形資産には、有形資産と比べて有利な減価償却率が定められている。通常、無形資産にかかる減価償却率は 20% であるが、下記資産にはより高い減価償却率が適用される：

- ・ 著作権：50%
- ・ ソフトウェア・ライセンス：50%
- ・ 試験研究費及び開発費：100%

引当金及び未払費用

通常、引当金は、法人税計算上、控除できない。但し、貸倒引当金は、一定の条件を充たすと損金計上できる。未払費用のうち証憑に基づかない見積費用は損金算入できない。適切な証憑書類に基づき負債として計上又は支払時にのみ、未払費用は損金算入できる。

リース

オペレーティング・リースの場合には、リース料の総額が、借手の損金、貸手の益金となり、貸手は当該リース物件の減価償却を行うことができる。ファイナンス・リースの場合には、リース料のうち利息相当額のみが、それぞれ損金、益金に該当する。ファイナンス・リースの要件は次の通りである：

- ・ 定期リース契約が締結されている、
- ・ リース料総額がリース物件の取得価額以上である、
- ・ リース契約上に借手が減価償却する旨が規定されている。

有価証券の取得費用

原則として、株式その他の有価証券の取得費用は、購入時点では損金算入することができないが、売却時点では損金算入が認められる。

繰越欠損金

欠損金は 5 年間にわたり繰越が認められる。また、繰越欠損金のうち 1 年間に損金算入できる額は、当該繰越欠損金の 50% を限度としている。従って、少なくとも繰越欠損金の解消には最低 2 年を要する。欠損金の繰戻は認められない。

源泉税

配当金

ポーランド源泉の配当金には、19%の源泉税が課される。また、自己株式の取得に伴う収益や会社清算利益を含めた企業参加収益にかかる源泉税率も、同じく19%である。なお、日本・ポーランド租税条約に基づく軽減源泉税率は10%である。

利子及び使用料

利子及び使用料等には、原則として20%の源泉税が課される。EUの関連企業に対してポーランド法人が支払う利子及び使用料に対するEU指令の適用については一定の移行期間が設定されている(なお、当該措置はスイス法人が受け取る利子及び使用料にかかる源泉税にも適用される)。これらにかかる源泉税率は現在10%で、2009年7月1日以後は5%、2013年7月1日からは全額免除となる。当該移行規定及び2013年7月1日以降の全額免除規定は、一定要件を満たす親子会社、姉妹会社間の利子及び使用料についてのみ適用される。なお、日本とポーランドの租税条約に基づく軽減源泉税率は10%である。

移転価格税制

ポーランドの移転価格税制では、関連企業間取引には、独立企業間原則の適用が求められる。関連者間における取引価格が非関連者間の類似取引価格と乖離し、ポーランド法人から他の法人(ポーランド内国法人も含む)への所得移転が認められる場合、税務当局は課税所得を増額更正できる。また、ポーランドの内国法人とタックスヘイブン居住者間の取引についても同様の規定が適用される。この場合には、これらの法人が関連者に該当するか否かに関わらず、移転価格税制規定を適用することができる。

ポーランドの法人税法には、詳細な移転価格の文書化規定がある。また、納税者は、事前確認制度(APA)により、移転価格税制にかかるリスクを管理することができる。財務省が事前確認した価格算定方式を申請法人が関連企業間取引に適用する限り、税務当局は当該取引価格を否認することができない。

2009年1月1日より、対応的調整に関する規定が、ポーランド法人税法に織り込まれた。

支払利息と過少資本税制

借入金にかかる利子は通常、支払時点で、債務者の損金に算入される。但し、有形・無形資産取得目的の借入金については、投資期間中の支払利息を損金算入することはできない。先ず取得価額に計上し、その後減価償却を行って損金算入することになる。

また、ポーランド法人税法は、過少資本税制を規定しており、一定の債権者からの借入金にかかる支払利息について、損金算入を制限する。一定の債権者とは、以下に掲げるものをいう：

- ・ 債務者の発行済株式の 25%以上を直接保有する株主等
- ・ 姉妹会社(同一株主が債務者並びに債権者の発行済株式の 25%以上を保有するケース)

上述の関連会社等からの借入金があり、かつ法人税法規定の負債資本比率が3:1を超過する場合には、支払利息の損金算入が制限される。過少資本税制は、国外だけでなく、ポーランド居住の関連者からの借入金利息についても適用される。

連結納税制度

ポーランド法人税法上、グループ企業は、一定の条件を充たすと、連結納税を行うことができる。しかし、実務上、条件を充たすことは難しく、連結納税を適用している企業はほとんど存在しないのが実情である。

事前確認制度(拘束的税務裁定制度)

ポーランド税法では、特定の取引や状況において適用される税務解釈等について、税務当局に対し事前確認を申請することができる。事前確認された内容は、税務調査があった場合に税務当局に対して拘束力をもち、当局は事前確認内容を否認することはできない。また、当該制度は、法人税だけでなく所得税、VAT その他の所得についても適用される。

法令上、事前確認申請内容について 3 か月以内に当局から回答がない場合、納税者側では申請内容が当局により肯定されたものとみなすことができる。たとえ 3 か月を経過した後に申請を却下する内容の回答があったとしても、肯定されたものと解釈することができる。なお、この期限については、納税者側で当局から回答を「受領」した時点が勘案される。

申告及び納税

課税年度は、事業年度(通常、暦年であるが、納税者は他の連続する 12 か月を選択することも可能)である。法人は、課税年度終了後、3 か月以内に確定申告書の提出及び納税をしなければならない。

月次の法人税の予定納付が必要で、毎月、翌月 20 日までに納税しなければならない。一定の場合を除き、事業を開始した事業年度で、かつ総売上高(VAT 込)が年間 800,000 ユーロ相当のズロチを超えない事業者については、月次にかえて四半期ごとに納税することができる。

間接税

付加価値税 (VAT)

他の EU 諸国と同様に、ポーランドでは付加価値税 (VAT) が導入されている。VAT は、ほとんどの商品やサービスに対し課税される。VAT の対象となる活動を継続的に行う企業は、毎月 VAT 申告書を提出しなければならない。

[VAT の対象取引]

ポーランドの VAT の課税対象は以下の通りである：

- ポーランド国内における商品、サービスの取引
- EU 域外への商品の輸出
- EU 域外からの商品の輸入
- 商品等の EU 域内供給
- 商品等の EU 域内取得

[VAT の税率]

標準税率は 22%だが、7%と 3%の軽減税率も規定されている。また、輸出等には免税率 (0%) が適用される。VAT 非課税取引としては、銀行業等の金融サービス、保険、教育サービス等が含まれる。

医薬品の販売、乗客輸送サービス等については、7%の税率が適用される。また、150 m²以下のアパート、300 m²以下の家屋の販売、建設、修理、改築等についても 7%の税率が適用される。これらの制限を超えている場合には、制限面積までは 7%、超過面積にかかる部分については 22%の VAT が課税される。しかし、中古のアパート又は家屋の販売については VAT は免除される。一定の農産物の販売には、税率 3%が適用される。

[VAT の計算方法]

VAT の納税額は、売上 VAT から仕入 VAT を控除することによって計算する。仕入 VAT は商品、サービスの購入にかかるインボイスの受領に基づき売上 VAT から控除することができる。しかし、当該仕入 VAT が事業に関連しない場合には控除できない。

また、特定の商品又はサービスの購入にかかる一定の仕入 VAT については全額控除できない場合がある。例えば、乗用車の購入については、仕入 VAT の 60% (最大 6,000 PLN) のみが控除できる。

売掛金が貸倒となった場合には、一定の条件を充たした場合に限り、売上 VAT から控除することができる。この場合、取引相手と調整しなければならない(仕入 VAT の減額又は売上 VAT の増額)。

【VAT 登録】

納税者の課税年度における売上高が 10,000 ユーロ相当額を超えない場合には、VAT の登録義務はない。

【申告と納税】

原則として VAT 申告は月次で行わなければならない(但し、一定の条件を満たすと、四半期申告が可能となる)。VAT 申告書は、毎月翌月の 25 日までに提出しなければならない。但し、小規模事業者については、例外として四半期毎申告が容認される。

【還付申請】

仕入 VAT が売上 VAT を上回る場合には、原則として、申請から 60 日以内に当該超過額の還付を受けることができる(特定のケースでは 25 日まで短縮可能)。2008 年までは 180 日以内と規定されていたので、大幅に短縮されることになった。但し、当局は、裁量で還付期間は延長することができる点には注意を要する。また、ポーランドの VAT 納税義務者から商品又はサービスの提供を受ける外国の事業者等が VAT 還付を受けるには、多くの条件を充たさなければならない。

なお、通常、当局が税務調査を行う場合、企業にその旨を事前通知するが、VAT 還付に関わる税務調査については、事前通知なしで調査が行われる点には留意されたい。

【イントラスタット】(EU 統計目的の申告)

EU 域内取得又は EU 域内供給を行う事業者は、当該取引について四半期ごとに一定の書類を EU 統計局に提出しなければならない。

関税

関税制度は、単一市場の基本原則として考えられており、EU 域内で製造された商品については、いかなる商品も加盟国間では関税が課されることはなく、また、国境においても通関手続きを行うことなしに EU 域内で自由に移動させることができる(関税は欧州連合内に最初に輸入されるときにのみ課せられる)。

ポーランドは、その他の EU 加盟国と同様、EU 関税法及びその他の関税規定対象国である。関税は EU 域外からポーランド又はその他の EU 諸国に商品が輸入される際、課税される。EU

関税規定では、域外からの輸入商品の分類に基づき、関税率が規定されている。EUと自由貿易協定を締結している国を原産とする特定の商品については、関税率が減免される場合がある。

物品税

物品税は化粧品、電力製品、乗用車、タバコ、アルコール、ガソリン等一定の商品の製造、販売、輸入、EU 域内取得取引等に対して課税される。化粧品は物品税の対象であるが、財務省の規定に基づき 0%の税率が適用される。

物品税は以下のいずれかの方法により計算される：

- a) 課税標準に基づき計算した金額
- b) 一単位当たりの金額
- c) 小売価格に基づき計算した金額
- d) b) 及び c) の両方に基づき計算した金額

その他の税金

民事取引税 (CLAT)

事業活動に関連した取引で、VAT の課税対象外のものには、原則として、民事取引税が課される。民事取引税は、通常、企業結合や増資等の取引が対象となり、増資額に対し 0.5%の税率で課される。また、株主からの借入や追加払込 (doplát) の計上についても、0.5%の民事取引税が課される。

さらに、以下の取引についても民事取引税が課される：

- 株式の譲渡 (1%)
- VAT 免除対象不動産の譲渡 (2%)

上記のいずれにおいても民事取引税は購入者に対して課税される。企業間の不動産の譲渡については、VAT 免除取引の場合にのみ、民事取引税が課される。

なお、2009 年の税法改正により、以下の取引については、民事取引税免除となった：

- ジョイントストック会社及び有限責任会社における株主からの借入
- 一定の組織再編取引
- 一定の状況における定款の変更

製品リサイクル税

特定の製品(例えば IT 設備、電池等)、特別な梱包が必要な製品を取り扱う企業は、一定のリサイクル又は回収を行わなければならない。基準を充たさなかった場合には、事業者は毎年、「リサイクル回収・目標値」と実際値との差額に基づいて算定される税額を納付しなければならない。

投資促進制度と外国為替制度

特別経区(SEZ)の投資優遇措置

ポーランドには 14 の経済特区が設置されており、特区における事業活動について投資優遇措置が設けられている。当該優遇措置の適用を受けるためには、企業は経済特区における活動許可証を経済省から取得の上、投資額や雇用等に関する一定の条件を充たさなければならない。

経済特区の多くは、適格投資額の 50%相当の法人税優遇措置を規定している。もし、控除可能額が当該年度の益金を超える場合には、当該超過額は翌事業年度以降に繰越することができる。従って、大規模投資の場合には、企業は数年間に渡って法人税が免除される可能性がある。

外国為替管理制度

ポーランドズロチはどの通貨とも交換可能であり、外国間取引で利用することができる。しかし、ズロチ及び外国通貨をポーランドへ又はポーランドから送金する企業は、当該取引の詳細を四半期ごとにポーランド国立銀行へ報告しなければならない。ポーランド国立銀行は当該金銭の流れをモニタリングするが、省庁の代表者で構成される委員会が報告基準及び手続きを定めている。ポーランドの外国為替法は EU の法律に準拠しており、ポーランド、欧州経済地域(EU 諸国、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュテイン)、OECD 加盟国との間における資金の移動に関する制限はない。財務省は全ての外国為替活動を監視し、銀行は財務省の要請に基づき消費者の銀行口座情報を提出しなければならない。エグモント・グループのメンバーであるポーランドは、マネーロンダリング等の違法な財務取引については厳しく対処する体制を有する。

【参考文献】『拡大欧州投資・税制ガイド』(スティーブ・モリヤマ著:中央経済社刊)